

改正

平成24年 5月23日告示第124号

平成25年 3月19日告示第50号

平成30年 3月23日告示第58号

令和 4年12月20日告示第214号

世羅町住宅リフォーム補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町民が安全・安心で快適な生活を営むことができるよう居住環境の質の向上及び、家族の絆の再生を図るとともに、住宅投資の波及効果による町内経済の活性化を図るため、リフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、世羅町補助金交付規則（平成16年世羅町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象住宅 町内に存する住宅で、次に掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア 戸建て住宅（住宅用の車庫、物置を含む。）、併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）
 - イ 居住の実態があること。
 - ウ 国、地方公共団体その他公的団体が所有するもの以外であること。
- (2) リフォーム 住宅の機能や性能を維持又は向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕・補修・模様替え・増改築等を行う工事をいう。
- (3) 町内建築関連業者 町内に事業所がある個人事業主又は町内に本店が登録されている法人でリフォームを請負うものをいう。
- (4) 三世帯同居 親・子・孫が同一敷地内同一世帯で同居することをいう。（同一世帯であれば、敷地内の別棟に居住しているものも含む。）

(5) 一般世帯 三世代同居世帯以外の世帯をいう。

(6) 三世代同居リフォーム 三世代同居しているもの及び、実績報告書提出までに三世代同居を予定している世帯に係るリフォームをいう。

(補助対象者)

第3条 この告示において、補助の対象者となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 町内に住所を有し、自ら居住している住宅の所有者

(2) 町税の滞納がない者

(3) 補助金の交付を受けた者の内、最初の交付決定を受けた翌年度以後3ヵ年度以内かつ第5条の規定による限度額に達していない者

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象住宅について行うリフォームとし、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反しないリフォームであること。

(2) リフォームに要する費用が30万円以上であること。

(3) 町内建築関連業者が施工するものであること。

(4) 第7条第1項の規定による、世羅町住宅リフォーム補助金交付決定通知書の交付後、リフォームに着手し、かつ、交付決定を受けた日の属する会計年度の2月末日までにリフォームを完了すること。

2 別表第1に掲げる工事に要する費用については、補助金の交付対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、リフォームに要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）の10分の1に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、一般世帯が行うリフォームについては30万円を限度とし、三世代同居リフォームについては50万円を限度とする。また補助金が限度額に達していない場合は、補助金を申請した翌年度以後3ヵ年度以内に再び申請することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事を行おうとする前に世羅町住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 居住する者及び居住を予定する者全員の住民票
- (2) 工事見積書の写し（内訳書を添付）
- (3) 補助対象工事を行う住宅及び住宅の部分の工事着手前の写真
- (4) 居住する者及び居住を予定する者全員の納税証明書
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金交付決定通知等）

第7条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、世羅町住宅リフォーム補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、世羅町住宅リフォーム補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助の決定にあたり、補助の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（リフォーム工事の着手）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、前条第1項の補助金の交付決定がされた日以後にリフォーム工事の施工に係る契約を行い、着手しなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、工事に着手した時は、遅滞なく世羅町住宅リフォーム補助事業着手届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して町長に届け出なければならない。

- (1) リフォーム工事の施工に係る契約書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類
（計画の変更及び取りやめ）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、第7条第1項の規定による補助金交付決定後において、計画の変更を行う場合は、遅滞なく世羅町住宅リフォーム補助事業変更承認申請書（様式第5号）に変更する内容が

確認できる書類を添付して、町長に提出し承認を得なければならない。

- 2 町長は、計画の変更を認めたときは、世羅町住宅リフォーム補助事業変更承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
- 3 補助金の交付の決定を受けた者は、第7条第1項の規定による補助金交付決定後において、事業の取りやめを行う場合は、世羅町住宅リフォーム補助金交付取下届（様式第7号）により町長に届出なければならない。
- 4 前項の規定による届出があったときは、第7条第1項の規定による当該事業の補助金の交付の決定は、その効力を失うものとする。

（事業完了実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、リフォーム工事が完了したときは、世羅町住宅リフォーム補助事業完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（1） リフォームの着手前及び完了時の工事写真

（2） 増改築の場合、建築基準法第6条第1項の規定による確認証の交付を受けたときは、同法第7条第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し

（3） リフォームに要した費用の領収書の写し

（4） 三世帯同居を予定した申請であった場合は、同居が確認できる住民票

（5） その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による報告は、リフォーム工事の完了の日から起算して30日以内の日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の3月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該リフォーム工事が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを現地調査等を行って調査及び確認しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条第3号の規定による調査及び確認の結果、実績報告が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた

ときは、交付すべき補助金の額を確定し、世羅町住宅リフォーム補助金学確定通知書（様式第9号）により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、世羅町住宅リフォーム補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

（補助金交付決定の承継）

第13条 補助金が支払われる以前に補助金の交付を受けた者が死亡した場合、世羅町住宅リフォーム補助事業承継申請書（様式第11号）により、既に受けた補助金交付決定の承継について申請することができる。

2 町長は、前項に掲げる申請があった場合、これを審査し、第7条の例により申請者に通知するものとする。

（補助金交付決定の取消）

第14条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消しすることができる。

（1） この告示、規則及び補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。

（2） この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

（3） 補助金を他の用途に使用したとき。

（4） その他町長が補助金を交付することが不相当であると認めたとき。

2 前項の規定は、当該事業について交付すべき補助金の確定があった後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、世羅町住宅リフォーム補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（返還命令）

第15条 町長は、前条の規定により、交付決定を取消したときは、世羅町住宅リフォーム補助金返還命令書（様式第13号）により補助金の返還を

命じる。

(帳簿等の整備)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る証ひょう書類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月23日告示第124号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日告示第50号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日告示第58号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月20日告示第214号)

この告示は、令和4年12月20日から施行する。

別表1 (交付対象外工事)

交付対象外工事
(1) 公共工事の施工に伴い移転の対象となった住宅で、当該移転補償費の対象となる工事
(2) 新築工事
(3) 建物の解体、除却、シロアリの駆除のみを行う工事
(4) 太陽光発電設備の設置工事
(5) 庭園、造園、修景施設、門・堀等のいわゆる外構工事
(6) 住宅に付属する別棟の物置やカーポート等に係る工事
(7) 居住の用に供しない部分の工事
(8) カーテン、家具、書庫、OA機器等の購入、設置

- (9) C A T V（有線放送）、インターネットの配線設置・更新・修繕
工事
- (10) ルームエアコンの設置・更新・修繕工事
- (11) 屋外広告物の設置・更新・修繕工事
- (12) 工場、農業の生産機械の設置・更新・修繕工事
- (13) 点検、清掃、消耗品の交換・故障修理
- (14) 下水道等の接続
- (15) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認め
られない費用
- (16) その他、補助金の交付が適当でないと町長が認める工事及び工事
費用